

税金

3

家屋の新築・増築(固定資産税)

固定資産税は、1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税されます。

町内に家屋(住宅、付属家、共同住宅、事務所、店舗、工場、倉庫等)を新築または増築した方は、町への申告・申請が必要となります。

内容

下記の減額・特例措置もありますので、まずは税務収納係までご連絡をお願いします。

●家屋調査

適正な固定資産税の算出のために家屋調査に伺わせていただきます。

●新築住宅に対する減額措置

令和8年3月31日までに新築した住宅のうち、居住用の床面積が50～280㎡の住宅について、120㎡に相当する居住用床面積の固定資産税額が新築後3年間1/2に減額されます(長期優良住宅は新築後5年間)。

●住宅用地の特例措置

居住用の住宅用地のうち、200㎡以下の固定資産税課税標準額が1/6に、200㎡を超える部分の固定資産税課税標準額が1/3に軽減されます(家屋の総床面積の10倍が限度)。

申請に必要な物

所定の申告書および申請書、印鑑

申請時期・期限

- 家屋調査：入居前
- 減額・特例措置の申告・申請：当該年度の初日の属する年の1月31日まで

問い合わせ先

住民企画課 税務収納係 電話 77-8376
1階10・11番窓口

4

家屋の所有権移転の手続き(固定資産税)

家屋の所有者が変更となった場合は、そのままにせず届け出をお願いします。

対象

●未登記家屋

役場へ「家屋所有権移転届」の提出が必要です。

●登記されている家屋

法務局への所有権移転登記が必要です。

なお、土地は全て法務局への所有権移転登記が必要です。

内容

届け出により、翌年度から新所有者に課税されます。

申請に必要な物

新・旧所有者の印鑑

申請時期・期限

12月末まで

その他

- 令和6年4月1日から相続登記が義務化になります。相続後3年以内に法務局での相続登記が必要です。
- 相続等で固定資産を所有した場合、相続等した土地や家屋等を既に自分の口座から口座振替で納付していても、再度口座振替の手続きが必要となります。手続きがなされていない場合、払込取扱票(納付書)にてお支払いいただくこととなります。

問い合わせ先

住民企画課 税務収納係 電話 77-8376
1階10・11番窓口

5

家屋の取り壊しの手続き(固定資産税)

家屋を取り壊した場合は、そのままにせず届け出をお願いします。

対象

- 未登記家屋
役場へ「家屋取り壊し届」の提出が必要です。
- 登記されている家屋
法務局への滅失登記が必要です。

内容

届け出により、翌年度から家屋の固定資産税が課税されなくなります。
なお、住宅用地の特例措置が適用されている土地については、適用終了により土地の固定資産税が変更になります。

申請に必要な物

所有者の印鑑

申請時期・期限

12月末まで

問い合わせ先

住民企画課 税務収納係 電話 77-8376
1階10・11番窓口

6

非自発的失業者に係る 国民健康保険税の軽減について



倒産・解雇などによって離職され雇用保険に加入していた方は、国民健康保険税の軽減が受けられます。

対象者

雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）、雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）として失業給付を受ける方

申請に必要な物

雇用保険受給資格者証

支援内容

国民健康保険税について、前年の給与所得を30/100に減らして計算します。

問い合わせ先

保健福祉課 国保係 電話 77-8379
1階9番窓口

7

軽自動車税の課税免除について



身体等に障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件を満たすものは、申請により軽自動車税を免除します。

対象

対象者 ※等級などの要件があります。

- ▶ 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ▶ 療育手帳の交付を受けている方
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ▶ 戦傷病者手帳の交付を受けている方

対象車両

- ▶ 上記障がい者の方が所有する軽自動車
 - ▶ 障がい者の方と生計を同じくする方が、障がい者のために所有する軽自動車
 - ▶ 構造上、身体障がい者の方が利用するための軽自動車
- ※軽自動車の利用状況について要件があります。

【その他】

- 申請できるのは、障がい者1人に対して1台のみです。
- ※普通自動車を希望される場合は、オホーツク総合振興局税務課へ申請ください。
- 軽自動車税は4月1日以前に車両登録をされていれば、その年の納税通知書が送られます。
- 申請期間は、毎年軽自動車税の納税通知書が届いて（5月10日前後）から、納期限の前日（令和6年は5月30日）までです。

免除内容

軽自動車税の課税免除

申請に必要な物

- 軽自動車税の納税通知書
- 障害者手帳
- 印鑑
- 運転者の免許証（本人もしくは介助者）

その他

税務収納係までお問い合わせください。なお自動車税については、オホーツク総合振興局税務課(0152-41-0612)へお問い合わせください。

問い合わせ先

住民企画課 税務収納係 電話 77-8376
1階10・11番窓口

8

パスポート（旅券）申請について



国外に渡航する方の国籍およびその他身分を証明する公的書類です。国外においては身分を証明する最も公的で通用度の高い身分証明書になり、出国・帰国の際に携帯および呈示が義務付けられています。

対象者

申請される方

申請に必要な物

申請書、戸籍謄本、写真、本人確認書類、パスポートをお持ちの方は、そのパスポート

パスポート申請交付窓口

- 美幌町役場戸籍年金窓口（電話：77-6532）
- ▶ 窓口での受付時間帯
午前8時45分～午後5時30分
（土日祝日、年末年始を除く）
- ▶ 住所：美幌町字東2条北2丁目25番地

問い合わせ先

保健福祉課 戸籍年金係 電話 77-8378
1階8番窓口